

別添

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 (通則) 1 (略) (交付の目的) 2 この補助金は、地方自治体等が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。 (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市区町村(指定都市及び中核市を除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。以下同じ。)が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市が補助する事業並びに「厚生労働省所管の法人及び厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であって、申請した事業が別に定める「社会福祉推進事業実施要領」に定める社会福祉推進事業評価委員会における評価において採択された法人」(以下「社会福祉推進事業採択法人」という。)が行う事業。 (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 (略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業 実施要綱の別添3から15及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日発社援第164号厚生事務次官通知)及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知)のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、<u>低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。</u> (4) 中国残留邦人等地域生活支援事業 実施要綱の別添17から21に基づき、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援及び支援給付の適正な運営を確保する事業。	別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 (通則) 1 (略) (交付の目的) 2 この補助金は、地方自治体等が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。 (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市区町村(指定都市及び中核市を除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。以下同じ。)が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市が補助する事業。 (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 (略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業 実施要綱の別添3から15及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日発社援第164号厚生事務次官通知)に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。 (4) ホームレス対策事業 実施要綱の別添16に基づき、ホームレス又はホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を支援するため、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を行うことにより、地域社会で自立し安定した生活が営めるよう支援する事業。 (5) 中国残留邦人等地域生活支援事業 実施要綱の別添17から21に基づき、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援及び支援給付の適正な運営を確保する事業。

((5)、(6) 削除)

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。
(略)

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業
(略)

(2) 生活保護適正実施推進事業
(略)

(3) 地域福祉増進事業
ア～ウ (略)

エ 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」

(ア) 別に定める対象事業に該当する事業ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と当該事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業
(略)

((5)、(6) 削除)

(6) 住宅・生活支援対策事業

ア 住宅手当緊急特別措置事業

実施要綱の3の(6)及び「住宅手当緊急特別措置事業の実施について」(平成21年7月9日社援発0709第7号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、離職者であつて就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業。

イ 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯等が地域において安定した生活を送れるようにするため、実施要綱の3の(6)並びに「生活福祉資金の貸付けについて」(平成2年8月14日厚生省社第398号厚生事務次官通知)、「生活福祉資金(離職者支援資金)の貸付けについて」(平成13年12月17日厚生労働省発社援第537号厚生労働事務次官通知)、「生活福祉資金(長期生活支援資金)の貸付けについて」(平成14年12月24日厚生労働省発社援第1224001号厚生労働事務次官通知)、「生活福祉資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)の貸付けについて」(平成19年3月27日厚生労働省発社援第0327002号厚生労働事務次官通知)、及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)のほか関連通知に基づき、低所得者世帯等に対して資金の貸付け等を行う事業。

ウ 臨時特例つなぎ資金貸付事業

実施要綱の3の(6)及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第10号厚生労働事務次官通知)に基づき、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けることにより、その自立支援を行う事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(6)により算出された額の合計額とする。
(略)

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業
(略)

(2) 生活保護適正実施推進事業
(略)

(3) 地域福祉増進事業
ア～ウ (略)

(4) ホームレス対策事業

ア 市区町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 市区町村ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ (略)

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業
(略)

(6) 住宅・生活支援対策事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)が行う事業 (住宅手当緊急特別措置事業)

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

(交付額の下限)

- 5 4で定める算定方法により算出された4の(1)から(3)の合計額が、次に示す額に満たない場合には、4の(1)から(3)の事業に係る交付の決定は行わないものとする。

- (1) (略)
(2) (略)

(3) 社会福祉推進事業採択法人 5,000千円

(補助金の概算払)

- 6 この補助金の概算払については、次のとおりとする。

- (1) 都道府県、指定都市、中核市、市区町村が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市が補助する事業に対して、厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。
- (2) 社会福祉推進事業採択法人が行う事業については、厚生労働大臣は原則として支払うべき額が確定した後、当該法人が提出する精算払請求書に基づいて支払いを行う。この場合において、厚生労働大臣は当該法人から適法な精算払請求書を受領してから速やかにこれを行わなければならない。ただし、当該法人が概算払による支払いを要望する場合には、厚生労働大臣は当該法人の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) ~ (3) (略)
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上(地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」の場合は単価30万円以上)の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) ~ (6) (略)
- (7) 都道府県、指定都市、中核市及び市区町村は、補助金と事業に係る予算及び予算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) ~ (10) (略)
- (11) 都道府県又は指定都市は、厚生労働大臣の承認を受けて生活福祉資金貸付事業を廃止する場合には、.....(略).....厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。
- (12) ~ (15) (略)

と、総事業費から寄付金その他収入額とを控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ)(ア)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 都道府県社会福祉協議会が行う事業に対して都道府県、指定都市が補助する事業(生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業)

(ア)別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ)(ア)により選定された額と都道府県、指定都市が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額の下限)

- 5 4で定める算定方法により算出された4の(1)から(4)まで及び(6)の合計額が、次に示す額に満たない場合には、4の(1)から(4)まで及び(6)の事業に係る交付の決定は行わないものとする。

- (1) (略)
(2) (略)

(補助金の概算払)

- 6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) ~ (3) (略)
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) ~ (6) (略)
- (7) 補助金と事業に係る予算及び予算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) ~ (10) (略)
- (11) 都道府県又は指定都市は、厚生労働大臣の承認を受けて生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業を廃止する場合には、.....(略).....厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。
- (12) ~ (15) (略)
- (16) 都道府県は、ホームレス対策事業のうち市区町村が行う事業について間接補助金を交付する場合には、市区町村に対し、(1)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(1)から

(16) 都道府県又は指定都市は、生活福祉資金貸付事業について間接補助金を交付する場合には、……………(略)…………… 「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」又は「指定都市市長の」と読み替えるものとする。 (17) (14) から (16) により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。 (18) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (19) 間接補助事業者が (13) から (15) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。 (20) 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」について、社会福祉推進事業採択法人は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 2 により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。 なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (21) 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」について、社会福祉推進事業採択法人は、事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。 (22) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人であって国が所管するものについては、この補助金に係る支出明細書を別紙様式 3 により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後 10 日を経過した日又は翌年度 7 月 10 日のいずれか早い日までに厚生労働省（当該法人を所管する府省が厚生労働省以外の場合はその所管府省を含む。）に報告しなければならない。 （申請手続） 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 都道府県知事、指定都市市長は、別紙様式 4 による申請書に関係書類を添えて、毎年度 5 月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 (2) 社会福祉推進事業採択法人は、別紙様式 5 による申請書に関係書類を添えて、毎年度 7 月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 (3) 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、補助金の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 市区町村長は、別紙様式 6 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときには、これを取りまとめ別紙様式 4 に添えて、毎年度 5 月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 （変更申請手続） 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8 に定める申請手続に従い、毎年度 1 月末までに行うものとする。ただし、地域福祉等推進特別支援事業のうち、「社会福祉推進事業」については、別紙様式 7 による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。 （交付決定までの標準的期間）	(3)、(5)、(8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と (4) 中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」と読み替えるものとする。 (17) 都道府県又は指定都市は、生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業について間接補助金を交付する場合には、……………(略)…………… 「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」又は「指定都市市長の」と読み替えるものとする。 (18) (14) から (17) により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。 (19) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (20) 間接補助事業者が (13) から (16) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。 （申請手続） 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 都道府県知事、指定都市市長は、別紙様式 2 による申請書に関係書類を添えて、毎年度 7 月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 (2) 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、補助金の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 市区町村長は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときには、これを取りまとめ別紙様式 2 に添えて、毎年度 7 月末までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 （変更申請手続） 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8 に定める申請手続に従い、毎年度 1 月末までに行うものとする。 （交付決定までの標準的期間）
---	--

10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)及び(2)並びに9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

11 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定(又は変更交付決定。)があったときは、市区町村長に対し、別紙様式8又は別紙様式9により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式10による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 社会福祉推進事業採択法人は、事業が完了したときは、別紙様式11による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市区町村長は、別紙様式12による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 都道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

13 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式13により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

14 (略)

(その他)

15 (略)

10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)並びに9による交付決定申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

11 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定(又は変更交付決定。)があったときは、市区町村長に対し、別紙様式4又は別紙様式5により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式6による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市区町村長は、別紙様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 都道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式6に添えて翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

13 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式8により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

14 (略)

(その他)

15 (略)

(改正後)

別表

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対象経費	5 補助率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	実施体制整備事業	(略)	(略)	(略)
	自立支援サービス整備事業	(略)		(略)
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業を除く。)	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)	(略)	(略)	(略)
3 地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	(略)	○都道府県、指定都市、中核市が行う民生委員・児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金 ○(略) ○(略) ○(略) ○都道府県が行う外国人介護福祉士候補者受入施設	1/2 外国人介護福祉士候補者受入施設 日本語習得支援事業について 10/10 (直接補助)

(現 行)

別表

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対象経費	5 補助率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	実施体制整備事業	(略)	(略)	(略)
	自立支援サービス整備事業	(略)		(略)
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業を除く。)	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)	(略)	(略)	(略)
3 地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	(略)	○都道府県、指定都市が行う民生委員・児童委員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金 ○(略) ○(略) ○(略) ○都道府県が行う社会福祉法人経営支援事業の実施に	1/2 (直接補助)

		本語習得支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る） ○（略） ○（略） ○（略）				必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、使用料、賃借料、委託料 ○（略） ○（略） ○（略）	
地域福祉支援事業	（略）	○日常生活自立支援事業の財源として都道府県、指定都市が都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金 ○生活福祉資金貸付事業の財源として都道府県、指定都市が都道府県社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費 （1）生活福祉資金の貸付原資として交付する額 （2）都道府県社会福祉協議会が行う貸付事務の運営費（諸謝金、庁費、委託料以外は社会福祉協議会の職員の給与に関する規定及び社会福祉協議会の旅費に関する規定により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る） 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本	1／2 生活福祉資金の貸付原資として、都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して補助する事業については 2／3 ただし、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付原資として、都道府県又は指定都市が都道府県社会福祉協議会に対して補助する事業及び激甚災害被災世帯に対する貸付財源であって、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については 3／4 （間接補助）	地域福祉支援事業	（略）	○日常生活自立支援事業の財源として都道府県、指定都市が都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金	1／2 （間接補助）

費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)、委託料
 (3)市区町村社会福祉協議会が行う貸付事務の連絡及び運営費
 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費(備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)
 (4)貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費及び平成11年7月13日社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な経費
 諸謝金、旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料)
 ○(略)

地域福祉等推進特別支援事業	(略)	○(略)	(略)
		○地域福祉等推進特別支援事業の財源として都道府県、指定都市、中核市、市区町村が社会福祉協議会等に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、助成金 ただし、社会福祉推進事業の実施に必要な経費は次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費(諸	1/2 ・(間接補助) ただし、社会福祉推進事業の実施に必要な経費については 10/10 (直接補助)

地域福祉等推進特別支援事業	(略)	○(略)	(略)
		○地域福祉等推進特別支援事業の財源として都道府県、指定都市、中核市、市区町村が社会福祉協議会等に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、助成金	1/2 (間接補助)

		謝金)、旅費(国内旅費及び外国旅費)、消耗品費、燃料費、食糧費(会議費)、印刷製本費、光熱水費、役務費(雑役務費、通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
		○(略)	(略)
安心生活創造事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○市区町村が行う安心生活創造事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)	10/10 (直接補助)
ひきこもり対策推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市が行うひきこもり対策推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2 (直接補助)
地域生活定着支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県が行う地域生活定着支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10 (直接補助)

		○(略)	(略)
安心生活創造事業	(略)	○市区町村が行う安心生活創造事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)	(略)
ひきこもり対策推進事業	(略)	都道府県、指定都市が行うひきこもり対策推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	(略)
地域生活定着支援事業	(略)	都道府県が行う地域生活定着支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	(略)
4 ホームレス対策事業	ホームレス対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市が行うホームレス総合相談推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託

10/10
(直接補助)

									○ホームレス自立支援事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、扶助費、入所者食料費、入所者日用品費、委託料、原材料費、備品購入費、使用料、賃借料 ○ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、原材料費、備品購入費、工事請負費（初年度に限る。）、使用料、賃借料 ○ホームレス能力活用推進事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、扶助費、委託料、備品購入費、使用料、賃借料 ○ホームレス衛生改善事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料		
4	中国残留邦人等 地域生活支援 事業	中国残留邦人 地域生活支援 事業	(略)	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、賃金、委託料、扶助費又は補助金（支援リーダーへの活動費	(略)	4	中国残留邦人等 地域生活支援 事業	中国残留邦人 地域生活支援 事業	厚生労働大臣が必要と 認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、賃金、備品購入費（支援給付システムの改修に限る）、委託	(略)

		保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）、委託料 (4) 市区町村社会福祉協議会が行う貸付事務の連絡及び運営費 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金） (5) 貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費及び平成11年 7月13日社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な経費 諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料）	産担保型生活資金の貸付原資として、都道府県又は指定都市が都道府県社会福祉協議会に対して補助する事業及び激甚災害被災世帯に対する貸付財源であつて、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については 3 / 4 (間接補助)
臨時特例つなぎ資金貸付事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金貸付事業の運営に必要な貸付原資、初期投資等の等の施行準備及び運営事務に係る経費	10 / 10 (間接補助)

別紙様式1 (略)

別紙様式2

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）について、セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱の7の（20）の規定に基づき下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還額相当額）

金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

別紙様式1 (略)

平成 年度補助金等支出明細書

特別民法人名

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円(A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
合計		千円
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円
6. その他		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
7. 再補助・再委託の割合		% (B/A)

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。

（電話：F5）

[illegible]

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査

都道府県
指定都市
中核市名

[illegible]

別紙様式 4 (略)

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書 (地域福祉増進事業分)

都道府県
指定都市
中核市
その他

(単位:円)

区分	項目	従事者費	寄付金その他の収入額	割引額	事業経費の支出予定額	経費額	運営費	普通形県指定都市補助金本額	普通形県指定都市補助予定額	国庫補助金本額	国庫補助所定額
		A	B	(A-B)×C	D	E	F	G	I	J	K
直接補助	民生委員・児童委員研修事業							/			
	福祉・介護人材研修緊急支援事業										
	福祉人材										
	福祉人材研修重点事業										
	福祉推進事業										
	福祉推進事業										
	社会福祉法人認定支援事業										
	社会福祉法人指導監督事業										
	消費生活協同組合指導監督事業										
	消費者被害相談関係指導監督事業										
	災害救助支援事業										
	災害救助支援事業										
	災害救助支援事業										
	災害救助支援事業										
小計											
間接補助	日常生計自立支援事業										
	地域福祉交流事業										
小計											

(記入要領)
A～J欄の項目は、原則として各事業の経費書に按って記入すること。

【直接補助事業について】
(1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していかならない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の運営費を積み上げた金額を記入すること。
(2) I欄は、F欄の額を記入すること。
(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。
【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。
(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書 (地域福祉増進事業分)

都道府県
指定都市
中核市
その他

(単位:円)

区分	項目	従事者費	寄付金その他の収入額	割引額	対象経費の支出予定額	経費額	運営費	普通形県指定都市補助金本額	普通形県指定都市補助予定額	国庫補助金本額	国庫補助所定額
		A	B	(A-B)×C	D	E	F	G	I	J	K
直接補助	民生委員・児童委員研修事業							/			
	福祉・介護人材研修緊急支援事業										
	福祉人材										
	福祉人材研修重点事業										
	福祉推進事業										
	福祉推進事業										
	社会福祉法人認定支援事業										
	社会福祉法人指導監督事業										
	消費生活協同組合指導監督事業										
	消費者被害相談関係指導監督事業										
	災害救助支援事業										
	災害救助支援事業										
	災害救助支援事業										
	災害救助支援事業										
小計											
間接補助	日常生計自立支援事業										
	地域福祉交流事業										
小計											

(記入要領)
A～J欄の項目は、原則として各事業の経費書に按って記入すること。

【直接補助事業について】
(1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していかならない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の運営費を積み上げた金額を記入すること。
(2) I欄は、F欄の額を記入すること。
(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。
【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。
(1) I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書市区町村別内訳表

都道府県 名

①地域福祉等推進特別支援事業（地域福祉等を活性化させる事業）

市区町村名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	選定額	都道府県補助金基本額	都道府県補助金予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	(A-B) C	D	E	F	G	H	I	J
地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を行う福祉活動の取組	〇〇〇市町村	円	円	円	円	円	円	円	円	円
小計（カ所）	〇〇〇市町村									
生活不安定者に対する自立支援の取組	〇〇〇市町村									
小計（カ所）	〇〇〇市町村									
合計（カ所）										

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較して少ない方の額を記載すること。
2 G欄には、F欄の額に4分の3を乗じて得た額を記載すること。
3 I欄には、G欄とH欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
4 J欄には、I欄の額に3分の2を乗じて得た額を記載すること。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

都道府県 名

②ホームレス対策事業費

市区町村名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	選定額	都道府県補助金基本額	都道府県補助金予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	(A-B) C	D	E	F	G	H	I	J
〇〇〇市町村										
〇〇〇市町村										
〇〇〇市町村										
合計（カ所）										

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較して少ない方の額を記載すること。
2 G欄には、F欄の額に4分の3を乗じて得た額を記載すること。
3 I欄には、G欄とH欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
4 J欄には、I欄の額に3分の2を乗じて得た額を記載すること。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書市区町村別内訳表

都道府県 名

①地域福祉等推進特別支援事業（地域福祉等を活性化させる事業）

市区町村名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	選定額	都道府県補助金基本額	都道府県補助金予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	A	B	(A-B) C	D	E	F	G	H	I	J
地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化させる取組	〇〇〇市町村	円	円	円	円	円	円	円	円	円
小計（カ所）	〇〇〇市町村									
生活不安定者に対する自立支援の取組	〇〇〇市町村									
小計（カ所）	〇〇〇市町村									
合計（カ所）										

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較して少ない方の額を記載すること。
2 G欄には、F欄の額に4分の3を乗じて得た額を記載すること。
3 I欄には、G欄とH欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
4 J欄には、I欄の額に3分の2を乗じて得た額を記載すること。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

3 所要額算出内訳書

区分：自立支援プログラム策定実施推進事業（略）

区分：生活保護適正実施推進事業（略）

（都道府県・指定都市・中核市名： ）

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	—	別添1のとおり
	地域福祉支援事業	—	別添2のとおり
	地域福祉等推進 特別支援事業	—	別添3のとおり
	安心生活創造事業	—	別添4のとおり

区分：地域福祉増進事業（ひきこもり対策推進事業（略））

（都道府県： ）

（単位：円）

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域生活定着支援事業	報 酬	料
		給 与	金
		職 員 手 当	費
		賃 金	費
		共 済	費
		報 償	費
		旅 費	費
		需 用	費
		役 務	費
		委 託	料
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
		計	

区分：中国残留邦人等地域支援事業（略）

3 所要額算出内訳書

区分：自立支援プログラム策定実施推進事業（略）

区分：生活保護適正実施推進事業（略）

（都道府県・指定都市・中核市名： ）

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	—	別添1のとおり
	地域福祉支援事業	—	別添2のとおり
	地域福祉等推進 特別支援事業	—	別添3のとおり
	安心生活創造事業	—	別添4のとおり
ホームレス対策事業	ホームレス対策事業	二	別添5のとおり

区分：地域福祉増進事業（ひきこもり対策推進事業（略））

（都道府県： ）

（単位：円）

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域生活定着支援事業	報 酬	料
		給 与	金
		職 員 手 当	費
		賃 金	費
		共 済	費
		報 償	費
		旅 費	費
		需 用	費
		役 務	費
		委 託	料
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
		計	

区分：中国残留邦人等地域支援事業（略）